

道路や公園等の不具合箇所・画像送信フォーム（おしえ太郎）
の運用管理に関する取扱要綱

制 定 令和元年 11月 1日
最近改定 令和 6年 12月 16日

(目的)

第1条 この要綱は、道路や公園等の不具合箇所・画像送信フォーム（以下、「本フォーム」という。）に関して、適正に運用管理を行う上で必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1)利用者 本フォームを利用して第3条各号に掲げる事項を送信した者
- (2)受信データ 本フォームにより第3条各号に掲げる事項を受信したデータ
- (3)登録データ 本フォーム管理システムに登録されたデータ
- (4)不具合箇所 本来の状態ではないあるいは好ましい状態ではない箇所

(収集する情報)

第3条 本フォームにより大阪市が収集する情報は、次に掲げる事項とする。

- (1)画像ファイル 利用者が本フォームに添付した画像
- (2)緯度・経度（位置情報） スマートフォン等の情報端末から、G P S（位置情報計測システム）機能を利用して自動で取得又は利用者が手動で設定した情報
- (3)分類 利用者が選択肢（「道路」「歩道」「公園」「河川」「その他（市の施設等）」）から選択した項目
- (4)状況 利用者が選択肢（「壊れ／傷み」「照明灯不良」「樹木」「雑草」「不法投棄」「散乱ごみ」「その他」）から選択した項目
- (5)その他（自由入力欄） 利用者が不具合箇所の状況、状態等を任意で入力した内容

(管理及び管理体制)

第4条 政策企画室広聴担当課長を本フォーム運用の管理責任者とし、本フォームを統括する。

- 2 本フォームの管理に当たっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正な管理を行うとともに、本市における個人情報に関する責任体制に基づき対応する。
- 3 本フォーム管理システムの操作は、あらかじめ I D 及びパスワードの交付を受けた職員が行い、I D 及びパスワードは紛失、流出することがないよう管理を徹底する。

(収集した情報の取扱い)

- 第5条 受信データ及び登録データは公文書として取扱い、大阪市公文書管理条例により適切に管理するとともに、個人情報保護並びにデータセキュリティ対策について、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市データ保護管理要綱に基づき実施するものとする。
- 2 画像ファイルを除く受信データは、自動で本フォーム管理システムに登録されるが、登録データについては、必要に応じて本市政策企画室広聴担当職員が修正等を行う。画像ファイル及びその他（自由記入欄）は本市政策企画室広聴担当職員が、必要に応じて加工等を行った上で、手動で本フォーム管理システムに登録する。
- 3 登録データは、本市政策企画室広聴担当職員、当該不具合箇所を所管する所属の職員が閲覧できるものとする。
- 4 受信データ及び登録データあるいはそれらを出力したものを本市職員が当該不具合箇所に持参する際には、特にその取扱いに留意するとともに、各所属において事務処理誤り等を未然に防止するために講じている重要管理ポイントを遵守しなければならない。
- 5 利用者から収集した情報が、本市所管施設以外の不具合等の場合には、本市として対応は行わない。ただし、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときは、適切に対応を行う。

(データの消去)

- 第6条 受信データは、用紙に出力し、画像ファイルを本フォーム管理システムに登録した後に消去する。
- 2 登録データは、受信日の翌日から6箇月経過したものを対象に毎月15日頃、本市政策企画室広聴担当職員が手動で消去する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月16日から施行する。